平成２９年（フ）第１４４号
沖縄県那覇市三原２丁目７番23―508号　山城ビル
債務者　丹治　逸成
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４１１号
神戸市須磨区妙法寺字アチ口10番地
債務者　薄永　雅宏
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４０８号
名古屋市中区栄５丁目16番５号　メゾンクレールⅡ205号
債務者　海田　和子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４０号
沖縄県那覇市長田２丁目９番33号　伊佐アパート301
債務者　友利　ユイ（旧姓照木）
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３１号
山口県周南市都町２丁目23番地の２　パールマンション都町410号
債務者　木村　晴幸
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第５７９号
札幌市中央区南２条西19丁目291番地56　リラハイツ南２条702号
債務者　溝部　和彦
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７９６号
札幌市北区屯田７条４丁目５番１―205号
債務者　神　　知子（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８５０号
札幌市清田区真栄２条２丁目17番12号　ルミエール真栄203号
債務者　丸山　由美（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８８８号
札幌市手稲区前田８条10丁目11番22号　アグリーブ107号
債務者　黒川　大作
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９４０号
札幌市白石区東札幌４条１丁目３番20―110号
債務者　則川　禎郁
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９４５号
札幌市南区石山２条３丁目６番24号　山の手ハイツ102号
債務者　佐藤アヤ子
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９５１号
札幌市北区屯田６条６丁目１番７―407号
債務者　中澤　舞子
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９５６号
札幌市手稲区前田１条10丁目３番55―107号
債務者　大森　昭仁
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９６４号
札幌市北区新川３条10丁目１番10号　レジデンス310―201号
債務者　金田　孝子
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９７１号
札幌市中央区南11条西15丁目２番26号　トーシンコーポ幌西Ｂ―203号
債務者　園原佐夜子
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９７６号
北海道江別市幸町25番地の15　コーポホワイトⅡ101
債務者　松岡　　学
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９７７号
北海道江別市幸町25番地の15　コーポホワイトⅡ101
債務者　松岡　三恵
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部